

高水給第435号
令和7年10月1日

各位

高槻市企業管理者
西岡博史
(公印省略)

給水装置工事施行指針等の改訂について（通知）

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
みだしのことについて、別紙「給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂一覧表」の通り改訂いたします。

なお、改訂した給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイドは、ホームページに公開いたします。

記

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 1 適用年月日 | 令和7年10月1日以降に申込みをする給水装置工事 |
| 2 主な変更点 | 別紙「給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂一覧表」参照 |

以上

給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂一覧表

・改訂箇所

給水装置工事施行指針

	掲載箇所	訂正前	訂正後
1	第2編第1章（P19） 総則 5 1）給水装置の構造及び材質	表-2.1.5.1 給水装置の構造及び材質に係る法体系 国、省令の6行目追記	水道法施行細則（平成15年3月28日規則第42号）
2	第2編第2章（P31） 計画と設計 1 基本調査 （解説）	なお、水道部での調査項目については、電話、FAX での問い合わせには錯誤による紛争となるおそれがある ため対応はしていない。 表-2.2.2.1 調査項目と内容 既設給水装置の有無 調査内容 4行目追記	なお、水道部での調査項目については、電話、FAX メール等での問い合わせには錯誤による紛争となるおそ れがあるため対応はしていない。 メーター番号、吐水量（既設利用の場合）
3	第2編第2章（P34） 計画と設計 4 給水方式の決定 1）直結式	2行目 それらにおいて、メーター及び立上管の口径は、50 mm以下でなければならない。	それらにおいて、メーター及び立上管の口径は、原則 50mm以下とする。
4	第2編第2章（P38） 計画と設計 5 計画使用水量の決定	3行目 追記	一般に、直結式給水の場合、1分当たりの同時使用 水量（L/min）から求められ、受水槽式の場合、1日 当たりの計画使用水量（L/日）から求められる。
5	第2編第2章（P49） 計画と設計 7 給水管の分岐及び撤去 1）給水管の分岐	③ダクタイル鋳鉄管 75mm 以上の被分岐管から割 T 字管でダクタイル鋳鉄管口径 50mm を分岐する場合、 ダクタイル鋳鉄管口径 75mm を分岐した後、口径変更 し、施工すること。	削除

	掲載箇所	改定前	改定後
6	第2編第2章（P50） 計画と設計 7 給水管の分岐及び撤去 1）給水管の分岐	表-2.2.7.1 分岐施工方法一覧 分岐管 H I V P ※1 DIPφ50を分岐する場合は、DIPφ75を分岐し、口径変更し施工すること。	P P ※1 DIPφ50を分岐する場合は、DIPφ75を分岐し、口径変更し施工すること。もしくはS50で分岐し、分岐箇所以降の、操作に支障にならない場所に弁を施工すること。詳細については第2編第3章1.分岐工事を参照すること。
7	第2編第2章（P52～53） 計画と設計	図-2.2.8.2 追記 図-2.2.8.4 ビニル管による上越し配管の施工例	※φ20は曲げ半径を確保できないときはエルボを使用すること ※φ30～50はエルボを使用すること ポリエチレン管による上越し配管の施工例
8	第2編第2章（P61～66） 計画と設計 2）口径30～40mmのメーターまわり標準図 3）口径50mmのメーターまわり標準図 5）量水器室の標準図	① 給水管がHIVPの場合 ・給水方式が直結式 図-2.2.10.8 口径30～40mmのメーターまわり標準図 (HIVP) ① 給水管がHIVPの場合 図-2.2.10.10 口径50mmのメーターまわり標準図 (HIVP) (1) 口径20～25mmの量水器室施工標準図 図-2.2.10.14	① 給水管がPPの場合 ・給水方式が直結式及び受水槽式 口径30～40mmのメーターまわり標準図 PP ① 給水管がPPの場合 口径50mmのメーターまわり標準図 (PP) (1) 口径20～40mmの量水器室施工標準図 削除
9	第2編第2章（P69） 計画と設計 1 1 配水支管の設計 3）弁栓類及びその付属用具	(3) 排水設備（泥吐弁） ④泥吐弁は、水の滞留を防止するため直近の給水管又は配水管の分岐と離れすぎない位置に設置すること。	④泥吐弁は、水の滞留を防止するため直近の給水管又は配水管の分岐から1.0m以内の位置に設置すること。

	掲載箇所	改定前	改定後
10	第2編第2章（P73） 計画と設計 13 給水支管の設計 （3）第一止水栓以降のメーターまわりの 使用材料	表-2.2.13.1 配管使用材料（給水支管） 30～50mm管種 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 ①パイプシャフトにメーターを設置する場合は、メーター前後にボール止水栓、下流側にメーター用逆止弁を設置するもの（図-2.2.13.1 参照）とする。ただし、メーターユニットを使用する場合はこの限りでない。 また、直結増圧式の給水方式を採用した場合、低層階において減圧弁を設置することが望ましい。	ポリエチレン二層管（敷地内第1バルブまで）・ HPPE ①パイプシャフトにメーターを設置する場合は、メーター前後にボール止水栓を設置するもの（図-2.2.13.1 参照）とする。ただし、メーター用逆止弁が外れにくい構造のメーターユニットを使用する場合は下流側にボール止水栓は不要とする。 また、直結増圧式の給水方式を採用した場合、低層階において減圧弁を設置することが望ましい。
11	第2編第2章（P75） 計画と設計 13 給水支管の設計 3）その他に必要な弁栓類やその付属用具	追記	（7）第一止水栓の設置位置はメーターに準ずる。
12	第2編第2章（P83） 計画と設計 15 受水槽設備の設計 4）受水槽等の付属配管	図-2.2.15.3 受水槽まわり標準図 追記	※汚水枳へ接続すること。

	掲載箇所	改定前	改定後
13	第2編第2章（P97） 計画と設計 20 給水装置工事に係る費用 （3）手数料	表-2.2.20.2 メーターに係る設計審査手数料 直結式・増設 1,500 円 受水槽以下の設備のみの工事又は給水方式の切り替えに伴う過入金徴収のない工事 1,500 円 表-2.2.20.4 メーターに係る工事検査手数料 直結式・増設 1,500 円 受水槽以下の設備のみの工事又は給水方式の切り替えに伴う過入金徴収のない工事 1,500 円	 5,000 円 5,000 円 5,000 円 5,000 円
14	第2編第3章（P102） 施工 1 分岐工事 3）割T字管による分岐	製造業者によって施工方法が異なるため、製造業者と綿密な協議のうえ施工するものとする。なお、被分岐管が耐震管又は耐震適合管である場合に使用する割T字管は、耐震型とする（図2.3.1.7～8参照）。ただし、消火栓を設置する場合、この限りでない。 また、割T字管で分岐する場合、仕切弁付割T字管を使用し、仕切弁には弁室を設置するものとする。	製造業者によって施工方法が異なるため、製造業者と綿密な協議のうえ施工するものとする。被分岐管が非耐震管である場合に使用する割T字管は、耐震型ではなくてよく、割T字管の仕切弁は埋設し、割T字管以降に、ソフトシール仕切弁を設置し弁室を設置する（図2.3.1.7参照）。 被分岐管が耐震管又は耐震適合管である場合に使用する割T字管は、耐震型仕切弁付割T字管を使用し、弁室を設置するものとする（図2.3.1.8参照）。

	掲載箇所	改定前	改定後
15	第2編第3章（P105） 施工 2 撤去工事 3）T字管・割T字管・チーズによる分岐 の撤去方法	表-2.3.2.1 T字管・割T字管・チーズによる分岐 の撤去方法 フランジ蓋止・栓止又は直管戻し 表-2.3.2.7 弁保護用受枠設置模式図	・凍結工法により仕切弁撤去し、フランジ蓋止 ・上記の撤去が出来ない場合は、フランジ蓋止・帽 止・栓止・直管戻し 追記
16	第2編第3章（旧施行指針P108） 施工 3 給水管等の埋設深さ及び占用位置	3）配水支管の埋設位置 図-2.3.3.2 配水支管の占用位置	削除
17	第2編第5章（P127） 手続 2）指定に関する申請及び届出に用いる書 類	表-2.5.1.2 指定申請等に係る提出書類早見表 追記	旧指定証の項目 ※3紛失時を除き、指定証の返納が必要
18	第2編第5章（P130、131） 手続 3 事前協議 2）給水詳細協議 （1）協議対象物件 （3）添付資料 注釈	① 3階建て以上の建築物に給水する場合 ※1：直結式の場合、条件の一番厳しい給水栓から 配水管の分岐までの圧損計算 受水槽式の場合、受水槽のボールタップから配水管 の分岐までの圧損計算	① 3階建て以上の集合住宅等に給水する場合 ※1：既設給水装置の一部を改修する工事の場合に おいて既設給水装置の図面等の資料がある場合は必 要となります。 ※2:水理計算の対象範囲は、給水方式ごとに以下の とおりとします。 直結式においては、条件の一番厳しい給水栓から配 水管の分岐までの圧損計算 受水槽式においては、受水槽流入口から配水管の分 岐までの圧損計算 ※3:その他資料の主な例は、特殊な給水器具の承認 図面や協議に必要となる資料があります。

	掲載箇所	改定前	改定後
19	第2編第5章（P134） 手続 6 工事着手の承認 2）手続（2）工事着手の承認	管理者が工事申込みの設計審査を完了していること 及び納入通知書で市納金の納付を確認することにより 工事着手の承認となる。	管理者が工事申込みの設計審査を完了していること 及び市納金の納付を確認することにより工事着手の 承認となる。
20	第2編第5章（P137） 手続 8 検査申込み及びメーターの出庫 2）定義	追記	・中間検査：新規分岐をする際の立会検査、分岐の撤去、配水支管布設、セットバックを含む道路部での延伸 ・仮検査：水道の引込工事が完了し、建物未着工でも水を使えるようにする検査 ・竣工検査：給水装置工事申込にて提出された工事が竣工したときの検査
21	第3編第1章（P145、146） 表-3.1.1 工事申込みに係る様式一覧 第10号 第22号	既設給水管又はメーターの口径13mmを利用するとき 追記	既設の給水管又はメーターを利用するとき 寄付採納図
22	第3編【様式第10号】	下記工事場所において給水装置工事の申込みに伴い 既設給水管が口径13mmであるため、口径20mm以上の口径に増径するように指導～	下記工事場所において給水装置工事の申込みに伴い 既設給水管を利用せず改造するように指導～
23	第3編【様式第32号】	追記	公共下水道の有無チェック欄
24	第4編第2章 その他参考資料 3 図面作成例 戸建住宅（増設工事）（P244） 戸建住宅(増設工事)<注釈あり>（P245） 宅地造成(立体図)<注釈あり>（P255）	追記 追記 追記	出水確認済 出水確認済 弁を最終的に埋設する場合は図面に「埋設」と表記

			してください。
	掲載箇所	改定前	改定後
25	第4編第2章その他参考資料（P258） 4 メーターまわりにおける特殊な施工例	2）開発事業事前協議の覚書に基づき設置されていた市に移管するゴミ置場の標準施工例 図-2.4.3.3 過去の市に移管するゴミ置場の標準施工例	削除 削除

給水装置工事申込手続ガイド

	掲載箇所	訂正前	訂正後
1	2 給水装置工事申込み（P2） 1）給水装置工事申込み	※工事申込みに添付する様式書類は、すべて改訂を行っておりますので、ご注意ください。	※工事申込みに添付する様式書類は、随時改訂を行っておりますので、ご注意ください。
2	2 給水装置工事申込み（P4、P5） 表-1 給水装置工事申込みに係る様式一覧 第10号 第22号	既設給水管又はメーターの口径13mmを利用するとき 追記	既設の給水管又はメーターを利用するとき 寄付採納図
3	第4編第2章 その他参考資料 3 図面作成例 戸建住宅（増設工事）（P14） 戸建住宅(増設工事)<注釈あり>（P15） 宅地造成(立体図)<注釈あり>（P25）	追記 追記 追記	出水確認済 出水確認済 弁を最終的に埋設する場合は図面に「埋設」と表記してください。